

FAQ

No	記入日	質問	回答
1	補助条件	補助を申請できる条件は何ですか。	以下を全て満たすことが条件になります。 ①施設の職員、児童に新型コロナウイルス感染症の陽性者が判明し、休園した。 ②保健所の行動調査が園に対して行われた。 ③行動調査によって、園内（職員・児童）に濃厚接触者がいることが判明した。 ④市が指定した再開日を含み、2営業日以内に、保育を再開した。
2	補助条件	いつからの休園が対象になりますか。	本補助金が議会で可決された令和2年12月17日以降に、休園となった施設のうち、NO.1の条件を満たした施設が対象となります。
3	補助条件	陽性者が判明し、休園しましたが、行動調査の結果、濃厚接触者はいませんでした。この場合は、補助の申請条件にあてはまりますか。	濃厚接触者がいない場合はすぐに開園ができますので、補助対象になりません。
4	補助条件	行動調査の結果、濃厚接触者はいませんが、保健所から職員や児童のPCR検査の受検を指示された場合は、補助を申請できますか。	保健所の行動調査によって、濃厚接触者がいないが、保健所からの指示で、PCR検査を受検したことにより休園した場合は、申請できます。（法人の判断で自主的に検査した場合を除きます。）
5	補助条件	「市が指定した再開日」はいつ頃、分かりますか。	原則として、行動調査によって濃厚接触者と判定された方のPCR検査の結果が判明した後、区子ども家庭支援課、または区青少年局から再開日を指定させていただきます。
6	補助条件	補助金の対象施設を知りたい。	本補助事業の対象施設及び事業者は次のとおりです。 認可保育所／認定こども園／地域型保育事業／市型預かり保育事業を実施している幼稚園／2歳児受入れ推進事業を実施している幼稚園／横浜保育室／本市に届出済みの認可外保育施設（居宅訪問型を除く）
7	補助内容	どのような経費が対象になりますか。	今回の補助は、休園した場合において、安心して保育の提供再開を行うための経費に対し補助金を交付することにより、早期の保育再開に資することを目的としています。 そのために必要な経費（消毒作業、PCR検査代等）が対象となります。再開後の感染症防止のための物品については、どのような目的で購入したのか、早期再開にどのように資したのかについて、理由書を添付してください。
8	補助内容	いつまでに納品・実施したものが補助対象になりますか。	園の職員・児童に新型コロナウイルス感染症の陽性者が判明し、休園した日を1日目として18営業日以内に納品、実施されたものが対象となります。
9	補助内容	申請上限額はいくらになりますか。	申請上限額は75万円です。（かかった経費のうちの3/4の額。千円未満切捨て。） 例：施設内の消毒作業にかかった経費が500,000円の場合 500,000×3/4＝375,000円 補助申請額375,000円
10	補助内容	消毒作業を職員で行った場合の人件費や食事代は対象になりますか。	対象になりません。

FAQ

No	記入日	質問	回答
11	補助内容	物品を購入する場合はどのようなものが対象になりますか。	今回の補助は、休園した場合において、安心して保育の提供再開を行うための経費に対し補助金を交付することにより、早期の保育再開に資することを目的としています。 そのために必要な経費（消毒作業、PCR検査代等）が対象となります。再開後の感染症防止のための物品については、どのような目的で購入したのかをお伺いする場合がありますので、説明できるようにしてください。 なお、TVゲームや携帯ゲーム機及びゲームソフトは対象外です。
12	補助内容	通信販売で購入した際の送料は経費に含めてもいいですか。	送料も含めて対象となります。
13	申請方法	申請にあたって、必要なものは何ですか。	交付申請書兼実績報告書（1号様式）とともに、以下がわかるものを添付して申請してください。 ・発注日がわかるもの（発注書や請負書等） ・納品、実施日がわかるもの（納品書、実施報告書等） ・代金を支払ったことがわかるもの（領収書等） 補助対象期間中に発注し、納品・実施が分かる資料と、その後、代金を支払ったことが分かる資料が必要です。添付いただく書類の名称は異なっても構いません。
14	申請方法	作業を依頼した業者から領収書が発行されない場合はどうしたらいいですか。	原則として、領収書の発行を依頼してください。 銀行振込などで領収書の発行を省略されている場合は、業者からの請求書と、銀行振込を行った控え、インターネットバンキングであれば、振込結果の画面コピーなど代替して、申請に必要な事項がわかるものを添付して申請してください。 NO.13も合わせてご確認ください。
15	申請方法	職員名義で支払ってしまった場合は、どうしたらいいですか。	以下の手続きを行ってから申請してください。 ①職員の方から領収書を手入していただき、領収書金額を本補助金の申請者である法人から職員へ全額精算してください。 ②精算によって、職員の方が領収金額を受け取った旨の署名・押印がある書類作成してください。 ③補助金申請の際に、①領収書と②書類を添付してください。 ※上記回答は、職員がPCR検査費用を立て替えて支払う場合などを想定しています。 NO.13も合わせてご確認ください。
16	その他	新型コロナウイルス感染拡大防止対策事業補助金（令和2年度分、令和2年度追加分）と同じ内容（重複）を申請できるか。	重複申請はできません。 いずれかの補助金1つに申請をしてください。
17	その他	1つで100万円を超えるものも対象経費とすることができるか。	対象経費とすることができます。 ただし、1契約あたり100万円を超える場合は2者以上の市内の事業者から見積書を徴収をし、交付申請書兼実績報告書（1号様式）に添付して提出してください。 （対象期間中に分割して納品・作業実施した場合もその経費の合計額が100万円を超える場合は同様です。） ※1契約あたり100万円を超える場合で、対象期間中に見積書の徴収ができない場合はご相談ください。